第18期 定時株主総会

招集ご通知

	 -
	 _

平成29年6月29日(木曜日) 午前10時

□場所

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店 9階会議室

目 次

● 第18期定時	株主総会招集ご通知	1
(添付書類)		
● 第18期事業	報告	3
● 計算書類 …		24
● 連結計算書類	頁 ·······	27
● 監査報告書		30
● 株主総会参考	書類	
第1号議案	剰余金の処分の件	36
第2号議案	取締役6名選任の件 3	37
第3号議案	監査役2名選任の件	43

株主の皆さまへ

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社みなと銀行取締役頭取服部博明

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第18期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店 9階会議室
- 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項(1)第18期 (平成28年4月1日から) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面 (郵送) による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続について」(45頁から46頁)をご高覧のうえ、平成29年6月28日(水曜日)午後5時までにインターネットにより議決権をご行使ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため本招集通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第24条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ(http://www.minatobk.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、計算書類及び連結計算書類は、監査報告 を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ(http://www.minatobk.co.jp)に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

第18期 (平成28年 4 月 1 日から) 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

【金融経済環境】

平成28年度の兵庫県経済は、英国のEU離脱決定や米国の大統領選挙、また中国をはじめとした新興国経済の減速など世界経済の先行き不透明感が高まる中、輸出・生産面で一部足踏みも見られましたが、設備投資や住宅投資が底堅く推移し、雇用・所得環境も改善基調を維持したことなどを背景に、県内の景況感は緩やかな改善傾向を辿りました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような環境下、当行グループは中期経営計画『みなとInnovation 3』の諸施策を推進した結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息の減少を主因に、前連結会計年度比36億円減少の607億円となりました。また、経常費用につきましては、貸倒引当金繰入額の減少を主因に、前連結会計年度比27億円良化しました。その結果、経常利益は前連結会計年度比8億円減少の110億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比2億円減少の71億円となりました。

[当行の事業の経過及び成果]

· 預 金

積極的な預金吸収に努めた結果、要払性預金を中心に前期末比430億円増加し、当期 末残高は3兆1.460億円となりました。

・貸 出 金

大企業・地方公共団体向け貸出は低調に推移したものの、個人向け貸出、中小企業向け貸出が増加したことから、貸出金全体では前期末比23億円増加し、当期末残高は2兆5.122億円となりました。

このうち個人向けは、前期末比13億円増加し、当期末残高は6,771億円、中小企業向けは、前期末比43億円増加し、当期末残高は1兆2.962億円となりました。

・有 価 証 券

国債・地方債を中心に、前期末比125億円減少し、当期末残高は4,974億円となりました。

このうち国債は、前期末比212億円減少し、当期末残高は1.503億円となりました。

・総 資 産

前期末比207億円増加し、当期末残高は3兆4,992億円となりました。

・内国為替取扱高

期中5,819億円減少し、10兆3,053億円となりました。

・外国為替取扱高

期中3億1百万ドル増加し、23億26百万ドルとなりました。

・損 益 状 況

貸出金利息は、残高は増加したものの利回り低下が進んだことから前期比20億円の減少。また、役務取引等収益につきましても、投資信託販売が低調に推移したこと等から前期比6億円の減少となりました。

一方、国債等の売却益は16億円増加しましたが、経常収益は前期比39億円減少の529億円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額の減少を主因に前期比29億円良化しました。その結果、経常利益は前期比10億円減少の99億円となりました。

また、当期純利益は、前期比4億円減少の66億円となりました。

【企業集団の対処すべき課題】

わが国経済は、政府の経済対策や日本銀行による金融緩和策などを背景に企業収益や雇用水準の改善が見られ、緩やかな回復基調が続く一方で、英国のEU離脱や中国をはじめとした新興国の経済減速、米国新大統領の政策の動向など、経済全体の先行きについては不透明な状況が続いております。

また、少子高齢化や人口減少、人工知能やFinTechの進展など、地域金融機関を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えております。

このような情勢のなか、当行グループは、平成29年4月より「1. 地域活性化への持続的貢献」「2. お客さま本位のコンサルティング機能の発揮」「3. 筋肉質な経営基盤の確立」の3つを基本方針とする新しい中期経営計画『みなと"3 First Plan"(スリーファーストプラン)』(平成29年度~平成31年度)をスタートさせました。

地域の成長・発展への貢献に向けた情報力・提案力・経営基盤を高める3年間として位置付け、「5つのC」の実践により、信頼される地域のコアバンクを目指すべく、役職員一丸となって邁進してまいります。



(単位:億円)

35.066

平成28年度

また、平成29年3月3日に株式会社りそなホールディングス、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社関西アーバン銀行(以下、「関西アーバン銀行」)及び株式会社近畿大阪銀行(以下、「近畿大阪銀行」)との間で、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行との経営統合検討に関する基本合意書を締結し、その後、統合準備委員会を発足させました。

本邦有数にして関西最大の地域金融グループの創設により、強固な顧客・事業基盤と圧倒的な店舗ネットワークを活用し、長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を更に深化させることで、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築すべく、平成29年9月の本経営統合の最終合意、平成30年4月の統合完了に向けた準備を進めております。

平成29年度につきましても、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの一層の拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご厚情とご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げます。

平成26年度

平成27年度

34.846

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

平成25年度

33,409

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

経 679 650 643 常 収 益 607 経 常 利 益 141 135 118 110 親会社株主に帰属する 75 74 73 71 期 純 包 括 利 益 67 179 6 41 純 資 産 額 1.222 1.371 1.360 1.385

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

産

総

資

34.172

ロ. 当行の財産及び損益の状況

				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預			金	30,462	30,742	31,030	31,460
	定	期性	預金	12,048	11,764	11,405	10,987
	そ	の	他	18,413	18,978	19,625	20,473
社			債	280	280	183	_
貸		出	金	23,515	24,226	25,099	25,122
	個	人	句 け	6,675	6,712	6,758	6,771
	中	小企業	に 向け	11,836	12,343	12,919	12,962
	そ	の	他	5,002	5,170	5,421	5,387
商	品	有 価	証券	5	5	5	6
有	個	1 証	券	6,086	5,365	5,099	4,974
	玉		債	2,074	1,845	1,715	1,503
	そ	の	他	4,011	3,520	3,384	3,471
総		資	産	33,353	34,120	34,785	34,992
内	国為	幕 替 取	扱高	104,397	113,984	108,872	103,053
外	国為	替 取	扱高	百万ドル 2,193	2,133	百万ドル 2,025	百万ドル 2,326
経	片	割 利	益	百万円 12,477	12,382	百万円 10,952	百万円 9,995
当	期	純	利 益	百万円 6,834	百万円 6,958	百万円 7,019	百万円 6,609
1 档	き当 た	り当期	純利益	16円83銭	17円09銭	172円22銭	161円36銭

(単位:億円)

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。 なお、期中の平均発行済株式数は自己株式を除いて計算しております。
 - 3. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

				当 年	度 末	前 年	度 末
				銀行業	その他	銀行業	その他
使	用	人	数	2,237人	235人	2,170人	251人

注 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。 なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。

ロ. 当行の使用人数

				当 年 度 末	前年度末
使	用	人	数	2,237人	2,170人
平	均	年	全強	42年9月	42年10月
平	均勤	続 年	数	16年3月	16年5月
平	均 年	間給	3 与	5,682千円	5,767千円

- 注1. 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。 なお、取締役を兼務しない執行役員は使用人数に含んでおりません。
 - 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与の算出には、他社から当行への出向者を含んでおりません。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

- イ. 企業集団の主要な営業所
 - ① 銀行業

株式会社みなと銀行

兵庫県:本店営業部、尼崎支店、西宮支店、三宮支店、兵庫支店、大橋支店、明石

支店、加古川支店、姫路支店

大阪府:大阪支店、梅田支店

東京都:東京支店

海 外:上海駐在員事務所

② その他

みなとビジネスサービス株式会社 (本社:神戸市) みなとアセットリサーチ株式会社 (本社:神戸市) みなと保証株式会社 (本社:神戸市) みなとリース株式会社 (本社:神戸市) 株式会社みなとカード (本社:神戸市) みなとシステム株式会社 (本社:神戸市) みなとキャピタル株式会社 (本社:神戸市) みなとコンサルティング株式会社 (本社:神戸市)

ロ. 当行の営業所の状況

① 営業所数の推移

			当年度末	前年度末
兵	庫	県	店 うち出張所 101 (1)	店 うち出張所 102 (2)
大	阪	府	4 (1)	4 (1)
東	京	都	1 (—)	1 (—)
合		計	106 (2)	107 (3)

- 注1. 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を77か所(前年度末76か所)設置しております。
 - 2. 上記のほか、駐在員事務所を1か所設置しております。
 - 3. 上記のほか、移動店舗を1台配備し営業を行っております。

② 当年度新設営業所

<u> </u>	
営 業 所 名	所 在 地
学園都市支店	神戸市垂水区本多聞4-1-3

- 注1. 当年度において、西神中央支店内に本店営業部西神住宅ローンプラザ出張所を移転したため、出張所を 廃止いたしました。
 - 2. 当年度において、店舗外現金自動設備として、西脇支店大山病院出張所を新設いたしました。
 - 3. 当年度において、店舗外現金自動設備のうち、福良支店パルティ出張所、西宮支店苦楽園出張所を廃止いたしました。
 - 4. 当年度において、福良支店を移転し、名称を南あわじ支店に変更いたしました。また、同時に、店舗外現金自動設備として、南あわじ支店福良出張所を新設いたしました。
 - 5. 当年度において、湊支店を廃止し、同時に、店舗外現金自動設備として、南あわじ支店湊出張所を新設いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業	セグメ	ント	金額
銀	行	業	3,505
そ	の	他	61
合		計	3,567

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内容	金額
	西神中央支店新築移転	484
銀行業	明石支店新築移転	429
蚁 1」 未	南あわじ支店新築移転	285
	ATM更改	109
슴 計		1,309

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立年月日	資本金	親会社が 有する当行の 議決権比率
株式会社三井住友フィナ ンシャルグループ	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	傘下子会社の経営管理 並びにそれに付帯する 業務	平成14年 12月2日	2,337,895 百万円	— (46.42%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	銀行業務	平成8年 6月6日	1,770,996 百万円	45.08% (1.33%)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 議決権比率欄の() 内は親会社による間接議決権比率であります。
 - 3. 親会社が有する当行の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

口. 子会社等の状況

連結される子会社及び子法人等は8社6組合であり、その概況は次のとおりであります。

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
みなとビジネスサービ ス株式会社	神戸市西区竹の台6丁 目2番地	事務処理代行業務他	昭和57年 9月24日	20百万円	100.00%
みなとアセットリサー チ株式会社	神戸市中央区筒井町3 丁目12番14号	不動産・動産の調査業 務	平成元年 7月17日	30百万円	100.00%
みなと保証株式会社	神戸市中央区西町35 番地	信用保証業務	昭和58年 5月26日	1,780百万円	100.00%
みなとリース株式会社	神戸市中央区西町35 番地	リース業務、ファクタ リング業務他	昭和59年 6月21日	30百万円	5.00% (56.00%)
株式会社みなとカード	神戸市中央区西町35 番地	クレジットカード業務 他	平成2年 7月11日	350百万円	5.00% (91.89%)
みなとシステム株式会 社	神戸市西区竹の台6丁 目2番地	コンピュータ関連業務 他	平成11年 3月24日	50百万円	5.00% (95.00%)
みなとキャピタル株式 会社	神戸市中央区多聞通2 丁目1番2号	投資業務、経営相談業 務他	平成12年 6月23日	250百万円	70.00% (30.00%)
みなとコンサルティン グ株式会社	神戸市中央区多聞通2 丁目1番2号	セミナー・研修会運 営、経営相談業務他	平成24年 6月28日	50百万円	100.00%
その他投資事業有限責 任組合6組合					

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 議決権比率欄の()内は子会社及び子法人等による間接議決権比率であります。
 - 3. 子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
 - 4. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(重要な業務提携の概況)

- 1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- 2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合133組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連721(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- 3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- 4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動預入れのサービスを行っております。
- 5. 株式会社三井住友銀行との提携により、現金自動設備の相互開放(当行と株式会社三井住友銀行の現金自動設備の相互利用による現金自動引出しを手数料無料扱いで取扱(時間外手数料を除く))及び現金自動設備等による振込手数料の相互本支店扱い(両行相互の振込における振込手数料を本支店扱いの手数料で取扱)を行っております。
- 6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスならびに株式会社イーネットとの提携により、CAFIS接続方式で同社の運営する現金自動設備の利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
- 7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当行グループは、平成29年3月3日に、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行との経営統合に向けた検討を進めていくことについて、関係者と基本合意いたしました。

本合意の内容につきましては、前記(1)企業集団の事業の経過及び成果等【企業集団の対処すべき課題】に記載のとおりであります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏		名		地位	担当	重要な兼職の状況
尾	野	俊	_	取締役会長(代表取締役)		神戸商工会議所副会頭
☆服	部	博	明	取締役頭取(代表取締役)	監査部担当	
☆ ※ 木	村	真	也	専 務 取 締 役 (代表取締役)	市場金融部・証券国際事務部・ 事務統括部・事務推進部担当	
☆安	围	尚	史	常務取締役	審査企画部・審査部・審査管理 部・ローン審査室担当	
☆ ※ 近	藤	智	彦	常務取締役	コンプライアンス統括部・リス ク統括部・人事部担当	
大	橋	忠	晴	取 締 役 (社 外 役 員)		川崎重工業株式会社 相談役
髙	橋		亘	取 締 役 (社 外 役 員)		大阪経済大学経済学部教授 神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー
西	村	隆	嗣	常勤監査役		
森	本		剛	常勤監査役		
余	部	信	也	監 査 役(社外役員)		ニッセイ·カードサービス株式 会社 代表取締役社長 近畿車輌株式会社 社外監査役
※木	村	光	利	監 査 役 (社 外 役 員)		公益財団法人兵庫県芸術文化協 会副会長
※吉	武	準	_	監 査 役 (社 外 役 員)		地方公共団体金融機構理事
(当年度	中に対	退任	した役	員)		
渡	邊	勝	幸	監 査 役 (社 外 役 員)	平成28年6月29日辞任	
大	麻	博	範	監 査 役 (社 外 役 員)	平成28年6月29日退任	

- 注1. 上表※印の取締役及び監査役は、平成28年6月29日開催の第17期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 - 2. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
 - 3. 上表☆印の取締役は、執行役員を兼務しております。
 - 4. 取締役 大橋忠晴、髙橋亘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また東京証券取引所の 定めに基づく独立役員であります。
 - 5. 監査役 余部信也、木村光利及び吉武準一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(参考) 当行は、平成12年6月29日より執行役員制度を導入しております。各執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位	担当
中島 亨	常務執行役員	CS部・営業企画部・チャネル戦略部・支店サポート部・ローン 推進部・ダイレクトバンキング部担当
織 田 研二郎	常務執行役員	企画部・財務部・総務部担当
山下勝司	執 行 役 員	市場金融部長
丸山克明	執 行 役 員	企画部長
小笠原 貴 生	執 行 役 員	リスク統括部長
藤井生也	執 行 役 員	本店営業部長
加藤浩一	執 行 役 員	東京支店長兼企画部東京事務所長
山崎浩司	執 行 役 員	大阪支店長
井 場 芳 樹	執 行 役 員	監査部長
阪 本 一 朗	執 行 役 員	姫路統括部長
岡部真治	執 行 役 員	審査部長
西岡政直	執 行 役 員	明石統括部長
藤本剛	執 行 役 員	営業企画部長
中島浩二	執 行 役 員	加古川統括部長
(当年度中に退任した執	行役員)	
河 井 友 之	常務執行役員	平成29年3月31日辞任
八杉勝英	執 行 役 員	平成29年3月31日辞任
西川正彦	執 行 役 員	平成29年3月31日辞任

氏	名	地	位	担当
(平成29年4	4月以降就任	Eした執行	役員)	
阿曽	薫	常務執	行役員	姫路地域本部長 平成29年4月1日就任
森田	成敏	執 行	役 員	地域戦略部長 平成29年4月1日就任
吉田	正樹	執 行	役 員	阪神地域本部長兼尼崎統括部長 平成29年4月1日就任
近 重	行 夫	執 行	役 員	営業統括部長 平成29年4月1日就任
板場	大 海	執行	役 員	人事部長 平成29年4月1日就任
武市	寿 一	専務執	行役員	平成29年5月1日就任

注 平成29年3月27日開催の取締役会の決議により、同4月1日付で丸山克明は執行役員企画部長から執行役員に変更となり、小笠原貴生は執行役員リスク統括部長から執行役員個人業務部長に、藤本剛は執行役員営業企画部長から執行役員企画部長に就任しました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区	分	支 給 人 数	報 酬 等
取締	役	7名	192 (25)
監査	役	7名	54
計		14名	247 (25)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は平成12年6月29日開催の定時株主総会において、報酬月額22百万円以内と定めております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は平成10年12月22日開催の臨時株主総会において、報酬月額6百万円以内と定めております。
 - 4. 上記の報酬限度額とは別に、平成24年6月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての報酬限度額は、年額45百万円であります。
 - 5. 報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
 - 6. 当事業年度末現在の人員は取締役7名、監査役5名であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 橋 忠 晴	
髙橋亘	当行と会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第427条第1項に
余 部 信 也	当17と云社広第427条第1頃の短順真性について、云社広第427条第1頃に 基づき責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額 は報酬の2年分で、法令が規定する最低責任限度額であります。
木 村 光 利	は報酬の2年万で、広市が規定する取Щ具性限反観であります。
吉 武 準 一	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大橋 忠晴	川崎重工業株式会社 相談役
髙橋亘	大阪経済大学経済学部教授、神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー
余 部 信 也	ニッセイ・カードサービス株式会社 代表取締役社長、近畿車輌株式会社 社外監査役
木 村 光 利	公益財団法人兵庫県芸術文化協会副会長
吉武準一	地方公共団体金融機構理事

注 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
大橋 忠晴	平成25年6月 〜現在に至る	当事業年度開催の取締役会 11回中、10回出席してお ります。	取締役会において、企業経営に長年携わった経験と見識に基づき、ガバナンスに関することから経営全般に至るまで幅広い事項について、必要に応じて有用な発言を行っております。
髙 橋 旦	平成27年6月 〜現在に至る	当事業年度開催の取締役会 11回中、11回出席してお ります。	取締役会において、学識経験者として金融 に関する豊富な経験と見識に基づき、ガバ ナンスに関することから経営全般に至るま で幅広い事項について、必要に応じて有用 な発言を行っております。
余 部 信 也	平成25年6月 〜現在に至る	当事業年度開催の取締役会 11回中、11回出席してお ります。 当事業年度開催の監査役会 13回中、13回出席してお ります。	取締役会及び監査役会において、他社の代表取締役としての経験と見識に基づき、法令等遵守態勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に応じて有用な発言を行っております。
木 村 光 利	平成28年6月 〜現在に至る	社外監査役就任後に開催された取締役会9回中、9回出席しております。 社外監査役就任後に開催された監査役会9回中、9回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携 わった経験と見識に基づき、法令等遵守態 勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に 応じて有用な発言を行っております。
吉武準一	平成28年6月 〜現在に至る	社外監査役就任後に開催された取締役会9回中、9回出席しております。 社外監査役就任後に開催された監査役会9回中、9回出席しております。	取締役会及び監査役会において、行政に携 わった経験と見識に基づき、法令等遵守態 勢や内部管理態勢の強化等に関し、必要に 応じて有用な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等
報酬等の合計	7名	29 (1)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 銀行の親会社等からの報酬はございません。
 - 3. 上記の報酬限度額とは別に、平成24年6月28日開催の定時株主総会により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての報酬限度額は、年額2百万円であります。

- 4. 報酬等の欄には、当事業年度分の株式報酬型ストック・オプション報酬額を括弧内に内書きしております。
- 5. 当事業年度末現在の人員は取締役2名、監査役3名であります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数普通株式90,000千株優先株式10,000千株発行済株式の総数普通株式41,095千株

注 平成28年6月29日開催の第17期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合(10 株を1株に併合)に伴う定款変更を行いました。これにより当行優先株式の発行可能種類株式総数は90,000千株減少の10,000千株となり、発行可能株式総数は900,000千株減少の100,000千株となっております。また、発行済株式の総数は369,856千株減少の41,095千株となっております。

(2) 当年度末株主数

6,712名

(3) 大株主

サナのエクコナクサ	当行への出資状況			
株主の氏名又は名称	持 株 数 等	持 株 比 率		
株式会社三井住友銀行	18,483千株	45.03%		
みなと銀行共栄会	3,420千株	8.33%		
日本生命保険相互会社	1,130千株	2.75%		
みなと銀行従業員持株会	932千株	2.27%		
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	908千株	2.21%		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	566千株	1.37%		
三井住友海上火災保険株式会社	522千株	1.27%		
住友生命保険相互会社	520千株	1.26%		
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	477千株	1.16%		
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	372千株	0.90%		

注1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

- 2. 株式会社三井住友銀行の当行への出資状況には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権 行使の指図権を留保している当行株式16,550千株(持株比率40.32%)を含んでおります。 なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託 分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。
- 3. 持株比率は自己株式57千株を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	指定有限 当該事業年度 責任社員 に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人	北 本 敏 青 木 靖 英 62百万円	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、 監査報酬の見積根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の 報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行ってお ります。

注 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は71百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、監査役会が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、会計監査人の解任に関する決議を行います。また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は次のとおりであります。

- イ 当行及び子会社(以下「当行グループ」という。)の役職員の職務の執行が法令及び定 款に適合することを確保するための体制について
 - ① 当行グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアル等を制定し、役職員がこれを遵守する。
 - ② 当行グループにおけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、 年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - ③ 当行グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - ④ 当行グループ及び当行グループの役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運用する。
 - ⑤ 当行グループの反社会的勢力との取引を排除するための基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
 - ⑥ 利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理規程を制定し、お客さまの利益を 不当に害することがないよう、当行グループ内における利益相反を適切に管理する体 制を整備する。
 - ⑦ マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行グループの基本方針としてマネー・ローンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。
 - ⑧ 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を 行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、情報・文書管理規程等に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ハ 当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ① 当行グループの損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理基本規程として定め、リスク管理主担当部署は同規程に 則り、各種リスク管理の基本方針を策定する。
 - ② 担当役員、各リスク管理の主担当部署及び企画部は、上記①において承認されたリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

- 二 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - ① 当行グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
 - ② 当行グループの各取締役が適切に職務の執行を分担すると共に、組織・職務権限等に関する規程を定め、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。
- ホ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - ① 当行グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針ならびに基本的計画を 策定する。
 - ② 当行グループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス取組に関する関係会社規則を定め、同規則に則った適切な管理を行う。
 - ③ 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。
 - ④ 子会社における取締役の職務執行状況を把握するため、子会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。
 - ⑤ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- へ 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について
 - ① 監査役の職務の遂行を補助するために、監査役室を置く。
 - ② 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・ 異動については、監査役の同意を必要とする。
 - ③ 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- ト 当行グループの役職員が監査役に報告をするための体制、及び、報告をしたことを理由 として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
 - ① 当行グループの役職員は、当行もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 - また、当行グループの役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - ② 当行グループの役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、所属する会社の監査役、所属する会社にて設置する内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況(株式会社三井住友フィナンシ

ャルグループが設置する内部通報窓□に報告されたものを含む)を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときは速やかに報告する。

- ③ 当行グループの役職員が所属する会社の監査役及び内部通報窓口に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、各々の会社のコンプライアンス・ホットライン運用規則に不利益取扱いの禁止を定める。
- チ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
 - ① 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - ② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- リ 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について
 - ① 当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、追加の予算措置を講じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づき当事業年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

【コンプライアンス】

当行グループは、コンプライアンス・マニュアルに基づき、役職員への研修等を継続的に行っているほか、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗・達成状況について、半期ごとに取締役会に報告するなど、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。

また、法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、当行グループ各社において内部通報窓口を設置するとともに、定期的に受付及び対応状況を当行監査役へ報告しております。

【財務報告】

当行グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保することを目的に、財務報告に係る内部統制評価規程に基づき、その有効性を毎年、取締役会で評価しております。

【リスク管理】

当行グループは、リスク管理基本規程に基づき、各種委員会等において、各リスク状況の把握・検証、対応方針・対応策の審議・検討を行っているほか、半期ごとに取締役会へ報告しております。

【子会补管理】

当行は、グループ会社規程に基づき、企画部関連事業室が中心となり、グループ会社の 運営及び管理を行っており、半期ごとに、グループ会社の取締役の職務の執行状況につい て報告を受けております。

なお、グループ会社の業務上の重要事項及びその他必要事項については、適宜、当行に対し協議・報告がなされております。

【内部監査】

当行の監査部が策定した内部監査基本計画に基づき、当行グループの内部監査を実施しております。

当事業年度につきましては、本部・営業店・グループ会社合計で、293本の監査を実施しました。

【取締役の職務執行】

当行グループは中期経営計画(平成26年度~平成28年度)に基づき、年度の業務計画を策定しております。また、業務計画達成に向け、組織・分掌規程等に基づき、職務執行を分担するなど、取締役の職務執行が効率的に行える態勢整備を行っております。

【監査役の職務執行】

監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議への出席のほか、監査部や会計監査人との連携、代表取締役等との意見交換を通じて、職務の遂行を行っております。

また、当行グループの内部通報制度が有効に機能しているかを監視し、受付及び対応状況等について、コンプライアンス統括部より定期的に報告を受けております。

第18期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
(資金所)金 フ	420,795 24,625 396,169 1,964 613 343 269 497,465 150,337 16,157 124,501 31,973 174,495 2,512,218 16,509 50,317 2,251,000 194,391 6,967 3,086 1,342 2,2538 20,083 85 19 2,200 3,956 490 13,331 33,326 16,530 14,807 764 3,582 1,219 4,694 3,582 1,111 3,243 4,782 11,330 △ 18,250	日 (負債の部) (負債の部) (負債のの) (負債のの) (負債のの) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自債の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の) (自食の)	3,146,044 147,698 1,828,478 19,018 8,051 1,098,698 29 44,069 17,561 113,195 66,876 66,876 75 1 38 35 10,425 383 1,510 1,436 1,047 2,773 419 793 353,353 1,706 974 2,255 635 11,330 3,369,373 27,484 49,693 27,431 22,261 47,079 53 47,026 2,325 44,701 △84 124,173 5,440 5,440 5,440 246 129,861
資産の部合計	3,499,234	負債及び純資産の部合計	3,499,234

第18期 (平成28年4月1日から) 損益計算書

(単位:百万円)

		(羊位・ログバリ)
科 目	金	額
経常収益		52,971
資金運用収益	35,007	
貸出金利息	29,788	
有価証券利息配当金	4,639	
コールローン利息	43	
預け金利息	377	
その他の受入利息	158	
役務取引等収益	11,366	
受入為替手数料	2,842	
その他の役務収益	8,523	
その他業務収益	4,517	
外国為替売買益	18	
国債等債券売却益	3,977	
金融派生商品収益	519	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	2,080	
償却債権取立益	8	
株式等売却益	928	
その他の経常収益	1.142	
経常費用		42,975
資金調達費用	1,842	,,,,
預金利息	1,093	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息	4	
信券貸借取引支払利息 「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	370	
借用金利息	157	
社債利息	180	
その他の支払利息	32	
役務取引等費用	4,185	
支払為替手数料	632	
その他の役務費用	3,553	
その他業務費用	750	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	748	
四原守原分允科技 党業経費	34,197	
その他経常費用	2,000	
貸倒引当金繰入額	1,218	
東 岡 カ 日 当 本 株 八 敬 貸 出 金 償 却	17	
株式等売却損	33	
体式寺元却損 その他の経常費用	731	
その他の経常質用 経常利益	/31	9,995
在		כצע,צ

			(単位:百万円)
科 目	金	額	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	302 6 2,186 891		9,687
法人税等合計 当期純利益			3,078 6,609

連結計算書類の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等 8社6組合

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社

みなとアセットリサーチ株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

みなとコンサルティング株式会社

ほか投資事業有限責任組合6組合

- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
 - ② 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
 - ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
 - ④ 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。
- 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

8計

12月末日 6組合

② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

連結貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:百万円)

科目	 金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	420,822	預金	3,140,309
コールローン及び買入手形	1,964	譲渡性預金	9,561
買入金銭債権	1,916	債券貸借取引受入担保金	113,195
商品有価証券	613	借用金	66,876
有価証券	494,831	外国為替	75
貸出金	2,497,810	その他負債	22,978
外国為替	6,967	賞与引当金	1,072
リース債権及びリース投資資産	8,382	退職給付に係る負債	1,531
その他資産	34,525	役員退職慰労引当金	74
有形固定資産	33,588	睡眠預金払戻損失引当金	635
建物	16,557	繰延税金負債	302
土地	14,807	支払承諾	11,442
リース資産	214	負債の部合計	3,368,055
建設仮勘定	1	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	2,007	資本金	27,484
無形固定資産	4,774	資本剰余金	49,693
ソフトウェア	3,656	利益剰余金	53,052
その他の無形固定資産	1,117	自己株式	△ 84
退職給付に係る資産	3,727	株主資本合計	130,145
繰延税金資産	4,641	その他有価証券評価差額金	6,060
支払承諾見返	11,442	退職給付に係る調整累計額	930
貸倒引当金	△ 19,365	その他の包括利益累計額合計	6,991
		新株予約権	246
		非支配株主持分	1,204
		純資産の部合計	138,588
資産の部合計	3,506,644	負債及び純資産の部合計	3,506,644

連結損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

		(手位・ロ/バ)/
科 目	金	額
経常収益 資金運用収益 資金運用収益 自動型を 自動型を 自動型を 自動型を 自動型を 自動型を 自動型を 自動型を	35,102 29,811 4,353 43 377 516 13,289 10,285 2,071 10 2,061 1,815 1,093 1 4 370 157 180 7 3,530 6,029 36,062 2,303 1,531 772	60,748
経常利益 特別損失 固定資産処分損 減損損失	303	11,005 309
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益	2,633 849	3,483 7,212 93
親会社株主に帰属する当期純利益		7,119

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 みなと銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北 本 敏 旬業務執行社員 公認会計士 北 本

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖 英 印 業務執行社員 公認会計士 青木 靖 英 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 みなと銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北 本 敏 旬

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖 英 印 業務執行社員 公認会計士 青木 靖 英 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みなと銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に 従い、取締役、監査部、内部統制所管部室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本部及び主要な営業部店において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、整備の状況を確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 みなと銀行 監査役会 常勤監査役 西 村 隆 嗣 ⑪ 常勤監査役 森 本 剛 ⑪

監査役余部信也即

監 査 役 木 村 光 利 印

監 査 役 吉 武 準 一 印

(注) 監査役余部信也、監査役木村光利及び監査役吉武準一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項 に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行の公共性に鑑み、経営基盤の拡充に努め、内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当を実施することを基本としております。これに基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及び総額 当行普通株式1株につき金50円、総額2,051,906,250円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役尾野俊二、服部博明、安国尚史、大橋忠晴、髙橋亘の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号			氏	:名		地位	担当
1	ぉ尾	野	Uph 俊	<u>U</u>	再任	取締役会長 (代表取締役)	
2	服	^{とり}	びろ	あき明	再任	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当
3	安	< (E	Did	史	再任		審査企画部・審査部・審査管理部 担当
4	^{おお} 大	橋	ただ忠	晴	在 外 再 任	取締役 (社外役員)	
5	たか	橋		わたる	社 外 再 任	取締役 (社外役員)	
6	たけ 武	いち	داد 寿	かず 	新任	専務執行役員	営業統括部・法人業務部・地域戦 略部・国際業務部担当

1 尾野俊二 耳丘

■ 生年月日

昭和25年6月28日生

■ 所有する当行の株式数

18.700株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 株式会社神戸銀行入行

平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員公共法人営業部長

平成17年6月 同行常務執行役員

平成18年4月 同行取締役兼専務執行役員

平成19年4月 同行取締役

平成19年5月 当行副頭取執行役員

平成19年6月 当行取締役副頭取兼副頭取執行役員

平成22年6月 当行取締役頭取兼最高執行役員

平成28年4月 当行取締役会長(現任)

平成28年11月 神戸商工会議所副会頭(現任)

(重要な兼職の状況)

神戸商工会議所副会頭

● 取締役候補者とした理由

尾野俊二氏は、当行の親会社である三井住友銀行において公共法人営業部長等を経て、平成18年に取締役兼専務執行役員に就任し、品質管理部門、営業部門、監査・管理部門等を担当。当行においては副頭取執行役員を経て、平成19年に取締役副頭取兼副頭取執行役員に就任、CS部門、営業部門、審査部門、人事部門等の担当役員を歴任しております。取締役としての経歴や実績があり、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

2 服 部 博 明 再任

■ 生年月日

昭和31年12月4日生

■ 所有する当行の株式数

3.100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 株式会社太陽神戸銀行入行

平成14年10月 株式会社三井住友銀行岸和田法人営業部長

平成16年4月 同行西宮法人営業部長

平成18年4月 同行堂島法人営業第一部長

平成20年4月 同行神戸法人営業第二部長

平成22年4月 同行執行役員神戸法人営業本部長

平成24年 4 月 同行常務執行役員神戸法人営業本部長兼中四国法人営

業本部長

平成27年5月 当行副頭取執行役員

平成27年6月 当行取締役副頭取兼副頭取執行役員

平成28年4月 当行取締役頭取兼最高執行役員(現任)

(担当) 監査部

● 取締役候補者とした理由

服部博明氏は、当行の親会社である三井住友銀行において法人営業部長等を経て、平成22年に執行役員に就任し、法人営業本部長等を担当。当行においては副頭取執行役員を経て、平成27年に取締役副頭取兼副頭取執行役員に就任、CS部門、営業部門、監査部門等の担当役員を歴任しております。取締役としての経歴や実績があり、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

3 安 国 尚 史 再任

■ 生年月日

昭和32年4月25日生

■ 所有する当行の株式数

6.000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 株式会社阪神相互銀行入行

平成14年6月 当行上郡支店長

平成16年4月 当行審査第一部次長

平成18年10月 当行西宮支店長

平成21年4月 当行執行役員本店営業部長

平成23年4月 当行常務執行役員

平成23年6月 当行常務取締役兼常務執行役員(現任)

(担当) 審査企画部・審査部・審査管理部

● 取締役候補者とした理由

安国尚史氏は、当行において、執行役員本店営業部長を経て、平成23年に常務取締役兼常務執行役員に就任、事務部門、審査部門、企業コンサル部門等の担当役員を歴任。取締役としての経歴や実績があり、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢献することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

4 大橋忠晴 甲任 社外

■ 生年月日

昭和19年11月9日生

■ 所有する当行の株式数

1.100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年4月 川崎重工業株式会社入社

平成15年6月 同社常務取締役

平成17年4月 同社取締役副社長

平成17年6月 同社取締役社長

平成21年6月 同社取締役会長

平成25年6月 同社相談役(現任)

平成25年6月 当行取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

川崎重工業株式会社相談役

● 社外取締役候補者とした理由

大橋忠晴氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、現在、当行の社外取締役として適切な意見・提言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって4年であります。また、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 高 橋

再任

社 外

■ 生年月日

昭和29年9月6日生

■ 所有する当行の株式数

500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 日本銀行入行

平成14年3月 同行国際局参事役

平成16年7月 同行国際局審議役

平成18年8月 同行金融研究所所長

平成23年4月 同行金融研究所シニアリサーチフェロー

平成23年7月 神戸大学経済経営研究所教授(出向)

平成25年4月 大阪経済大学経済学部教授(現任)

平成25年4月 神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー(現任)

平成27年6月 当行取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

大阪経済大学経済学部教授、神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー

● 社外取締役候補者とした理由

髙橋亘氏は、学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって2年であります。また、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6 武 市 寿 一 新 任

■ 生年月日

昭和37年1月1日生

■ 所有する当行の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年4月 株式会社太陽神戸銀行入行

平成15年10月 株式会社三井住友銀行伊丹法人営業部長

平成18年4月 同行難波法人営業第二部長平成20年4月 同行神田法人営業第一部長

平成24年4月 同行大阪中央法人営業部長

平成25年4月 同行執行役員西日本第二法人営業本部長

平成26年4月 同行執行役員大阪第一法人営業本部長兼大阪第二法人

営業本部長

平成27年4月 同行執行役員神戸法人営業本部長

平成28年4月 同行常務執行役員神戸法人営業本部長

平成29年5月 当行専務執行役員(現任)

(担当) 営業統括部・法人業務部・地域戦略部・国際業務部

● 取締役候補者とした理由

武市寿一氏は、当行の親会社である三井住友銀行において法人営業部長等を経て、平成25年に執行役員に就任し、法人営業本部長を担当。当行においては平成29年5月に専務執行役員に就任し営業部門を担当。三井住友銀行での法人営業本部長等営業部門の豊富な経験から、高い能力、識見を備え、当行の更なる発展に貢献することができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

- 注1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者のうち、大橋忠晴、髙橋亘の両氏は社外取締役の候補者であります。
 - 3. 責任限定契約について
 - ・当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第36条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、大橋忠晴氏ならびに髙橋亘氏は、当行の間で現在、責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合にも、当該責任限定契約を維持する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、当該社外取締役が、 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を 限度として、その責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については当然に免責する。
 - 4. 武市寿一氏は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選仟の件

監査役両村降嗣、余部信也の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、 予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

也 部 信

再 任 社 外

4年月日

昭和33年7月24日生

■ 所有する当行の株式数

900株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 日本生命保険相互会社入社

平成15年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社営業企画副部長

平成16年4月 同社営業企画部長

平成17年4月 同社企画部長

平成19年3月 日本生命保険相互会社 神戸支社長

平成21年3月 同社営業企画部・国際業務部審議役

平成22年3月 同社執行役員

平成22年4月 長牛人寿保険有限公司総経理

平成25年4月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役副社長

平成25年6月 当行監査役(現任)

平成27年4月 ニッセイ・カードサービス株式会社代表取締役社長 (現任)

平成28年6月 近畿車輛株式会社 社外監查役 (現任)

(重要な兼職の状況)

ニッセイ・カードサービス株式会社代表取締役社長、近畿車輛株式会 **社**計外監查役

社外監査役候補者とした理由

余部信也氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、当行の経営の健全性確保に貢献でき ると考えており、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当行社外監査役としての 在任期間は、本総会終結をもって4年であります。また、当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 西川 正 彦 新任

■ 生年月日

昭和37年10月2日生

■ 所有する当行の株式数

1.900株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和60年 4 月 株式会社兵庫相互銀行入行

平成17年4月 当行神戸北町支店長

平成19年7月 当行審査部次長

平成20年10月 当行審查第三部次長

平成21年4月 当行東京支店法人営業部長

平成24年 4 月 当行審查管理部長

平成26年4月 当行理事審查管理部長

平成28年 4 月 当行執行役員審査管理部長

平成29年4月 当行顧問 (現仟)

● 監査役候補者とした理由

西川正彦氏は、当行において、審査部門、法人営業部門ならびに執行役員審査管理部長の経験から、高い識見を有しており、当行の経営の健全性確保に貢献できると考えており、同氏を監査役候補者といたしました。

- 注1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 監査役候補者のうち、余部信也氏は社外監査役の候補者であります。
 - 3. 責任限定契約について
 - ・当行は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、定款第44条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、余部信也氏は、当行との間で現在、責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に選任された場合にも、当該責任限定契約を維持する予定であります。その契約内容は次のとおりであります。
 - ・監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合において、当該監査役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については当然に免責する。
 - 4. 西川正彦氏は新任の監査役候補者であります。

<インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも 不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決 権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ち の携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日(水曜日)午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使くださり、ご不明な点等がございましたら次ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以上

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

| 120-652-031 (午前9時~午後9時)

<その他のご照会> 0120-782-0

② 0120-782-031 (平日午前9時~午後5時)

定時株主総会会場のご案内

会 場 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号 当行本店9階会議室 電話番号078(331)8141(大代表)

◎会場付近の略図

